

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規
則

2019年 第2回 一部改正

2019年12月27日 規則 第86号

2019年7月22日 技術委員会 審議

2019年11月6日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2019年12月27日 規則 第86号
海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期*

-5.を次のように改める。

-5. 臨時検査

臨時検査は、船級の登録を受けた船舶が、次の(1)から(4)のいずれかに該当するとき、これを行う。検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。なお、臨時検査を受けるべき時期に定期的検査を受ける場合であつて当該臨時検査の検査事項が含まれる場合には、その検査項目に対しての臨時検査は行なわない。

((1)から(4)は省略)

4 章 臨時検査

4.1 一般

4.1.2 を次のように改める。

4.1.2 検査*

-1. 1.1.3-5.(1)及び(2)に掲げる臨時検査は、海洋汚染防止設備等の改造又は修理の程度、油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書に記載されている海洋汚染事故に伴う油又は有害汚染物質の流出を削減又は制御するため、当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置及びそれに係る設備等の変更の程度に応じ、当該設備に対する定期的検査に準じて検査を行う。

-2. 検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

1 章 通則

1.1 適用等

1.1.1 適用*

-4.を次のように改める。

-4. 掘削リグを含む固定式又は浮体式プラットフォーム、沖合において油の生産及び貯蔵のために使用される浮体式生産貯蔵積出設備（FPSO）及び沖合において生産された油の貯蔵のために使用される浮体式貯蔵設備（FSU）のプラットフォームは、次の要件に適合しなければならない。

- (1) 海底鉱物資源の探査及び開発並びに沖合において当該資源の処理に従事する固定式又は浮体式掘削装置リグ及びその他のプラットフォームは、~~油タンカー以外の船舶で総トン数 400 トン以上のものに適用される規定に適合しなければならない。~~次の(a)及び(b)を除き、総トン数 400 トン以上の油タンカー以外の船舶に対する規定を適用する。
 - (a) 2.2.1, 2.2.2, 2.3 及び 2.4 により要求される設備を可能な限り備えること。
 - (b) 油又は油性混合物の排出に関係するすべての作業を記録した本会が承認した様式の記録簿を備えること。
- (2) 浮体式生産貯蔵積出設備（FPSO）又は浮体式貯蔵設備（FSU）として配置されるプラットフォームは、前(1)に掲げる規定に加え、本会が適当と認める指針に適合すること。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.5 燃料油消費の報告に関する適合証書等（附属書 VI 第 22A 規則関連）

3.5.2 データの収集及び報告等（附属書 VI 第 22A.1 規則から第 22A.7 規則関連）*

(1)を次のように改める。

3.5.1 により要求される適合証書の交付を受けるにあたり実施するデータの収集及び報告等については、次の(1)から(3)による。

- (1) 各暦年において二酸化炭素放出抑制航行手引書に記載される手法に従い本船でデータ（附属書 VI 付録 IX に規定されるもの）の収集を行うこと。
- ((2)及び(3)は省略)

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2019 年 12 月 27 日から施行する。

2 編 検査

1 章 通則

1.3 証書等の確認検査

1.3.2 前 1.3.1 以外の証明書及びその他の書類*

-1.(3)を次のように改める。

-1. 検査を受ける場合には、次に掲げる証明書及びその他の書類を検査員に提示して、これらが本船（船員が配乗していない被曳船は除く。）上に備えられ、かつ、適切なものであることの確認を受けなければならない。ただし、臨時検査にあつては、該当するものにとどめることができる。

（(1)及び(2)は省略）

(3) 船舶からの大気汚染防止のための設備関連

（(a)から(d)は省略）

(e) オゾン層破壊物質を含む設備の一覧表（8 編 1.2.1-5.が適用される場合）及び記録簿（~~要領8 編 1.2.1-26.~~が適用される場合）

（(f)から(k)は省略）

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 構造及び設備の検査*

-5.を次のように改める。

-5. 総トン数 400 トン以上の船舶，すべての海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームからの大気汚染防止のための設備に対して，次に掲げる項目の検査を行う。ただし，**(2)(b)**及び**(3)** (**(a)**を除く。)の検査については，すべての船舶について行う。

((1)は省略)

(2) 硫黄酸化物及び粒子状物質

(a) 燃料油を切り替えるための設備が正常に動作することの確認。

(b) **8 編 1.1.3** が適用される排ガス浄化装置を設置する船舶にあっては，排ガス浄化装置に対する次の検査。

i) 据付等の確認

~~ii) 振動試験 (初めて検査を受ける場合に限る。)~~

ii) 効力試験

((3)から(5)は省略)

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3，4.1，4.3.9 及び 4.4.8 関連）*

(22)として次の 1 号を加える。

本編で使用する用語は，各章で特に定める場合を除き，次に掲げるところによる。

(1)から(21)は省略)

(22) 1.2.1 にいう「設備」とは，船舶に設置する装置，機器（持運び式消火器を含む。），防熱材及びその他の材料についていうが，既に設置された装置，機器（持運び式消火器を含む。），防熱材及びその他の材料の修理及び再充填は含まない。

1.2 一般要件

1.2.1 を次のように改める。

1.2.1 オゾン層破壊物質（附属書 VI 第 12 規則関連）*

-1. 本 1.2.1 の規定は，次の(1)及び(2)を満たす恒久的に密閉された設備を除き，すべての設備に適用する。

(1) 冷媒補充口がないこと。

(2) オゾン層破壊物質が含まれる取り外し可能な構成部品がないこと。

-2. オゾン層破壊物質が含まれる設備（持運び式消火器を含む。），装置，防熱材及びその他の材料を新たに船舶に設置してはならない。ただし，本会が適当と認める場合には，この限りでない。には，装置又は機器の保守，整備，修理及び廃棄の過程で，オゾン層破壊物質が放出されないよう，必要に応じて，当該放出を防止する措置を講じなければならない。

-3. オゾン層破壊物質（ハイドロクロロフルオロカーボンを除く。）を含む設備は，次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合，設けてはならない。

(1) 2005 年 5 月 19 日以降に建造開始段階にある船舶の場合

(2) 2005 年 5 月 19 日前に建造開始段階にある船舶にあつては，次の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合

(a) 設備の船舶への契約上の引渡し日が 2005 年 5 月 19 日以降である場合

(b) 設備の船舶への契約上の引渡し日がない場合には，当該設備の船舶への実際の引渡し日が 2005 年 5 月 19 日以降である場合

-4. ハイドロクロロフルオロカーボンを含む設備は，次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合，設けてはならない。

(1) 2020 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶の場合

(2) 2020年1月1日前に建造開始段階にある船舶にあつては、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合

(a) 設備の船舶への契約上の引渡し日が2020年1月1日以降である場合

(b) 設備の船舶への契約上の引渡し日がない場合には、当該設備の船舶への実際の引渡し日が2020年1月1日以降である場合

-5. 附属書VI第6.1規則に従い交付される国際大気汚染防止証書を備える船舶には、オゾン層破壊物質を含む設備の一覧表を備えなければならない。

-6. 前-5.に規定する船舶の内、オゾン層破壊物質が補充される可能性のある設備を有する船舶には、次の(1)から(4)に示す事項をその都度遅滞なく質量とともに記録するためのオゾン層破壊物質記録簿を備えなければならない。

(1) オゾン層破壊物質を含む設備の修理又は保守に伴う当該設備へのオゾン層破壊物質の一部又は全部の充填

(2) オゾン層破壊物質を含む設備の修理又は保守に伴う当該設備からのオゾン層破壊物質の放出

(3) オゾン層破壊物質を含む設備からのオゾン層破壊物質の受入施設への移送又は他の船舶への移載

(4) 事故その他の理由によるオゾン層破壊物質を含む設備からの例外的なオゾン層破壊物質の放出

附 則（改正その2）

1. この規則は、2020年1月1日から施行する。

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 船級符号への付記

-4.を次のように改める。

-4. 登録規則 2.1.3-2.に基づいて、次の(1)及び又は(2)を搭載し、8 編 1.2.2-1.(1)(e)又は同編 ~~2.2-1.(3)-2.~~に定める硫黄の質量濃度に関する規制に適合するか、当該規制への適合と少なくとも同等の実効性を有する船舶に対し、「Sulphur Oxides」(略号：SO_x)を船級符号に付記する。なお、搭載される設備/装置に応じて、当該付記の後の括弧内に次の付記を列挙する。また、(1)の燃料並びに(1)の燃料を使用する機関及び(2)の装置を備える機関の用途については、船級登録原簿に注記として記載する。

- (1) 鋼船規則 GF 編 2.2.1-28.に規定する低引火点燃料を使用するための設備であって、鋼船規則 N 編 16 章又は鋼船規則 GF 編の適用を受けた設備：
Low Flash-point Fuel (略号：LFF)
- (2) 8 編 1.1.3 に規定する代替物として主管庁に承認された排ガス浄化装置であって、鋼船規則 D 編 1.3.1-10.(2)又は高速船規則 9 編 1.2.1-11.(2)の適用を受けた装置：
Exhaust Gas Cleaning System (略号：EGCS)

2 編 検査

1 章 通則

1.3 証書等の確認検査

1.3.2 前 1.3.1 以外の証明書及びその他の書類*

-1.(3)を次のように改める。

-1. 検査を受ける場合には、次に掲げる証明書及びその他の書類を検査員に提示して、これらが本船（船員が配乗していない被曳船は除く。）上に備えられ、かつ、適切なものであることの確認を受けなければならない。ただし、臨時検査にあつては、該当するものにとどめることができる。

（(1)及び(2)は省略）

(3) 船舶からの大気汚染防止のための設備関連

(a) 燃料油供給証明書（8 編 1.2.3-2.が適用される場合）

（(b)から(e)は省略）

(f) 航海日誌（8 編 2.1.4 又は 8 編 ~~2.2-2.2.2.1-1.~~が適用される場合）

(g) 燃料油変更作業手引書（8 編 ~~2.2-2.2.2.1-1.~~が適用される場合）

（(h)から(k)は省略）

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3，4.1，4.3.9 及び 4.4.8 関連）*

(16)を次のように改める。

本編で使用する用語は，各章で特に定める場合を除き，次に掲げるところによる。

((1)から(15)は省略)

(16) 「硫黄酸化物放出規制海域」とは，附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って IMO により指定された次の(a)から(d)に掲げる海域(港湾を含む)をいう。

(a) 北アメリカ海域

前(15)(a)に規定する海域

(b) アメリカ・カリブ海海域（プエルトリコ周辺海域）

前(15)(b)に規定する海域

(c) バルティック海海域

前(15)(c)に規定する海域

(d) 北海海域

前(15)(d)に規定する海域

~~(e) 前(a)から(d)に掲げる海域以外の海域（港湾を含む。）であって，附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って IMO により指定されたもの~~

((17)から(21)は省略)

1.2 一般要件

1.2.3 を 1.2.4 に改め，1.2.2 を次のように改める。

1.2.2 燃料油の使用及び積載（~~附属書 VI 第 3 規則，第 14 規則，及び第 18 規則~~関連）*

*

-1. 船上で使用する又は使用のために船舶に積載する燃料油は，硫黄の質量濃度が 0.5% 以下であるものでなければならない。

-2. 前-1.によるほか，硫黄酸化物放出規制海域において船上で使用する燃料油は，硫黄の質量濃度が 0.1%以下であるものでなければならない。

-3. 前-1.及び-2.に規定する硫黄の質量濃度は，附属書 VI 第 18 規則の規定により，燃料油の供給者が文書により証明するものとする。

1.2.3 燃料油の積込及び燃料油供給証明書（附属書 VI 第 18 規則関連）

-1. 附属書 VI 第 18.2.1 規則から第 18.2.5 規則の規定に従い、特に認められる場合を除き、船舶において燃焼を目的として船上で使用するために積込まれる燃料油は、次の(1)及び(2)に規定する要件に適合するものでなければならない。

~~(1) 硫黄の質量濃度が次に示す制限値以下であること。~~

~~(a) 4.5% (2012年1月1日前まで)~~

~~(b) 3.5% (2012年1月1日以降)~~

~~(c) 0.5% (2020年1月1日以降)~~

(1) 次の(2)に規定するものを除き、次の(a)から(c)を満足すること。

(4a) 石油精製により製造される燃料油にあつては、炭化水素の混合物であること。ただし、性質の改良を目的とした少量の添加剤はを混入させて差し支えないことは、禁止されない。

(2b) 無機酸を含まないこと。

(2c) 次の事項に該当する添加物又は化学物質を含まないこと。

(a) 船舶の安全性を脅かすか又は機関の性能に悪影響を及ぼすもの。

(b) 健康に有害なもの。

(c) 更なる大気汚染の要因となるもの。

(2) 石油精製以外の方法により製造される燃料油にあつては、次の(a)から(f)を満足すること。

(a) 1.2.2-1.又は-2.に規定する硫黄の質量濃度の上限を超えないこと。

(b) 機関の窒素酸化物放出量が 2.1.2-1.の許容限度を超える要因とならないこと。

(c) 無機酸を含まないこと。

(d) 船舶の安全性を脅かすことがなく、機関の性能に悪影響を及ぼさないこと。

(e) 健康に有害でないこと。

(f) 更なる大気汚染の要因とならないこと。

-2. 国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の本会が必要と認める船舶（海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームを含む）には、当該船舶において船上で使用するために積込まれる燃料油の供給者により発行され英語、フランス語又はスペイン語で記載された次の事項を含む燃料油供給証明書を、積込み後 3 年間、船上に備え置かなければならない。なお、当該燃料油供給証明書を備え置く場所は、検査時に合理的な時間で当該燃料油供給証明書が迅速に利用できる場所でなければならない。

~~(1) 船名及び IMO 番号~~

~~(2) 供給港~~

~~(3) 供給開始日~~

~~(4) 燃料油供給者の名称、所在地及び電話番号~~

~~(5) 製品名~~

~~(6) 供給量 (ton)~~

~~(7) ISO 3675 に従って計測された 15°C における密度 (kg/m^3)~~

~~(8) ISO 8754 に従って計測された硫黄の質量濃度 (%)~~

~~(9) 1.及び 2.2-1.(2)の要件に適合することの証明及び署名~~

-3. 前-2.に規定する燃料油供給証明書は、少なくとも附属書 VI 付録 V に規定する情報を含むものでなければならない。なお、当該燃料油供給証明書は、英語、フランス語又はスペイン語で記載されるものとする。

~~-34. 前-23.~~に掲げる燃料油供給証明書には、本会が適当と認める方法により採取した、当該証明書により供給された燃料油を代表する試料を添付しなければならない。この試料は、燃料油積込作業完了時に燃料油供給者を代表する者並びに船長又は当該積込作業を担当する士官により封印及び署名を施した上、供給された燃料油の大部分が消費されるまでの間であって少なくとも 12 ヶ月の間、本会が適当と認める方法により本船上に保管しなければならない。なお、当該資料の記載事項は、英語、フランス語又はスペイン語で記載されるものとする。

~~-4. 前-1.から-3.の規定は、海洋構造物等において産出され、かつ、燃料油として使用される炭化水素の混合物には適用しない。~~

-5. 前-1.から-4.の規定は、固体状の石炭及び核燃料には適用しない。また、前-2.から-4.の規定は、液化天然ガス、圧縮天然ガス又は液化石油ガス等のガス燃料には適用しない。特に燃焼を目的として船上で使用するために積込まれるガス燃料の硫黄の質量濃度については、供給者が文書により証明するものとする。

1.2.34 船上焼却禁止物質（附属書 VI 第 16 規則関連）

船上における焼却が禁止される物質は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる貨物の残留物及びこれらのいずれかにより汚染された容器材料
 - (a) 油
 - (b) 有害液体物質
 - (c) 海洋汚染物質
- (2) ポリ塩化ビフェニル (PCBs)
- (3) 鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物
- (4) ハロゲン化合物を含む石油精製品
- (5) ポリ塩化ビニル (PVCs) (2.4-1.(2)の要件に適合する船舶発生油等焼却設備により焼却する場合を除く。)
- (6) その船舶から生じたものでない汚水汚泥及びスラッジ油
- (7) 排ガス浄化装置の残留物

2章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.2 を次のように改める。

2.2 硫黄酸化物及び粒子状物質（~~附属書 VI 第 14 規則~~）*

2.2.1 硫黄酸化物放出規制海域を航行する船舶の燃料油の変更（~~附属書 VI 第 14 規則~~ 関連）

~~1. 硫黄酸化物放出規制海域を航行する船舶は、硫黄の質量濃度が、次に示す制限値以下であることを 1.2.2-2. に定める燃料油供給証明書により保証された燃料油を使用しなければならない。ただし、2020 年 1 月 1 日より前においては、2011 年 8 月 1 日以前に建造された 1.1.2(16)(a) 及び (b) の海域を航行する船舶であって、かつ本来留出油又は天然ガスを燃料として継続運転するよう設計されていないボイラを動力源として推進する船舶については、本規定を満足する必要はない。~~

~~(1) 1.5% (2010 年 7 月 1 日前まで)~~

~~(2) 1.0% (2010 年 7 月 1 日以降)~~

~~(3) 0.1% (2015 年 1 月 1 日以降)~~

~~2.1. 前 1.1.2.2-2. に適合する燃料油を硫黄酸化物放出規制海域のみでために 2 以上の燃料油を使用し、硫黄酸化物放出規制海域を出入りする船舶にあつては、当該放出規制海域に入る前に、燃料油供給装置が、前 1.1.2.2-2. の制限値を超える硫黄の質量濃度の燃料を完全に供給し尽くす十分な時間をとるための燃料油変更作業手引書を備え付けなければならない。また、次の(1)及び(2)における日付、時刻、船舶の位置及び 1.1.2.2-2. の要件に適合する燃料油を積載する各タンク内の残量を記録した主管庁の指定する航海日誌を船上に備え置かなければならない。~~

~~(1) 硫黄酸化物放出規制海域に入る前に、通常使用する燃料油を燃料供給装置から洗い流し、 1.1.2.2-2. の要件に適合する燃料油に切り替える作業が完了した時~~

~~(2) 硫黄酸化物放出規制海域から出た後に、通常使用する燃料油に切り替える作業を開始する時~~

~~3.2. 硫黄酸化物放出規制海域が定められてから最初の 12 ヶ月の間は、当該海域内において使用される燃料油に対して、本 2.2.1 の規定を適用する必要はない。~~

附 則（改正その 3）

1. この規則は、2020 年 3 月 1 日から施行する。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2019年 第2回 一部改正

2019年12月27日 達 第54号

2019年7月22日 技術委員会 審議

2019年12月27日 達 第54号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期

-1.から-6.を-2.から-7.に改め、-1.として次の1項を加える。

-1. 規則2編1.1.3-5.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

~~-2.~~ (省略)

~~-3.~~ (省略)

~~-4.~~ (省略)

~~-5.~~ (省略)

~~-6.~~ (省略)

~~-7.~~ (省略)

4章 臨時検査

4.1 一般

4.1.2 検査

-1.から-5.を-2.から-6.に改め、-1.として次の1項を加える。

-1. 規則2編4.1.2-2.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

~~-2.~~ (省略)

~~-3.~~ (省略)

~~-4.~~ (省略)

~~-5.~~ (省略)

~~-6.~~ (省略)

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

1 章 通則

1.1 適用等

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 適用

-1. 規則 3 編 1.1.1-4.の海底鉱物資源の探査及び開発に従事している固定式又は浮体式掘削装置及びその他のプラットフォームの運用に関連する排出については、図 3.1.1-1.に示すように、次の 35 つのカテゴリーがあるが、このうち規則 3 編の規定の対象とするのは(1)及び(5)のみとする。

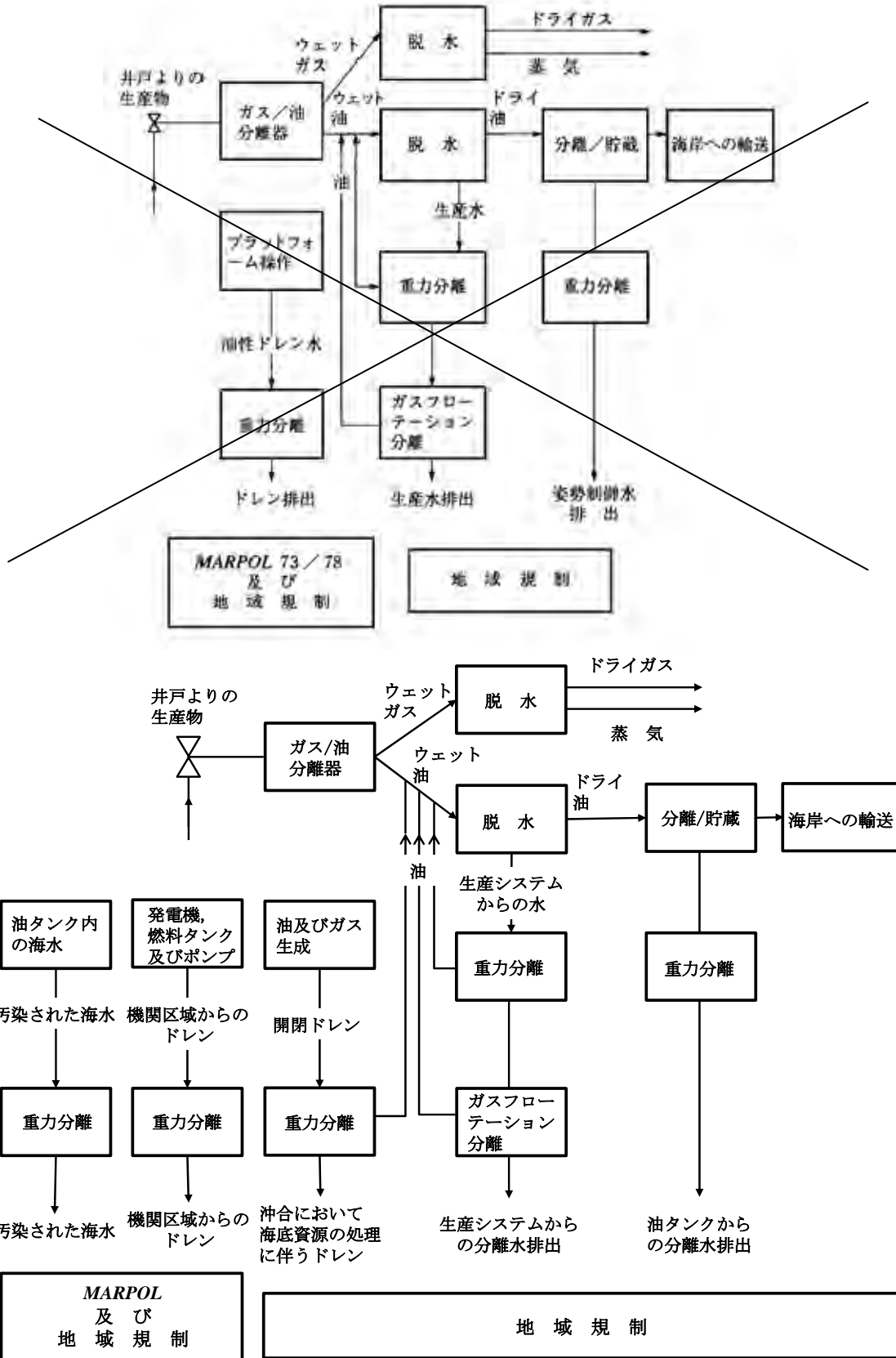
- (1) リグ、プラットフォーム自体からのドレン排出機関区域からのドレン
- (2) 沖合における海底鉱物資源の処理に伴うドレン
- (23) 生産水のシステムからの分離水排出
- (34) 姿勢制御水の油タンクからの分離水排出
- (5) 作業により汚染された海水(油タンクの洗浄水、油タンクの水圧試験に使用した水、ラフトを使用した検査の際に油タンクに漲水した水等)

-2. 規則 3 編 1.1.1-4.(2)にいう「本会が適当と認める指針」とは、の目的上、海底から汲み上げられた原油等の処理、貯蔵及び積出し等に供される船舶又は海洋構造物に対する規則 3 編の適用については、IMO 決議 MEPC.139(53) “Guidelines for the application of the revised MARPOL ANNEX I requirements to floating production, storage and offloading facilities (FPSOs) and floating storage units (FSUs)” IMO 決議 MEPC.311(73) “2018 Guidelines for the Application of MARPOL ANNEX I Requirements to Floating Production, Storage and Offloading Facilities (FPSOs) and Floating Storage Units (FSUs)” (その後の改正を含む。)を考慮すること又は当該決議を考慮し沿岸国の政府が適当と認めたものをいう。

(-3.は省略)

図 3.1.1-1. を次のように改める。

図 3.1.1-1. ~~オフショア~~固定式又は浮体式プラットフォームからの排出



8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.2 二酸化炭素放出抑制指標（附属書 VI 第 20 規則関連）

-2.を次のように改める。

-2. 規則 8 編 3.2-3.にいう「本会が適当と認める指針」とは、~~“2014 Guidelines on the Method of Calculation of the Attained Energy Efficiency Design Index (EEDI) for New Ships (IMO Res.MEPC.245(66))”~~“2018 Guidelines on the Method of Calculation of the Attained Energy Efficiency Design Index (EEDI) for New Ships (IMO Res.MEPC.308(73))”（その後の改正を含む。）及び IACS Procedural Requirement (PR) No.38“Procedure for calculation and verification of the Energy Efficiency Design Index (EEDI)”をいう。

3.5 燃料油消費の報告に関する適合証書等（附属書 VI 第 22A 規則関連）

3.5.1 適合証書の保持及びデータの保管（附属書 VI 第 22A.8 規則関連）

-1.を-2.に改め、-1.として次の 1 項を加える。

-1. 規則 8 編 3.5.1-2.に規定する「データ」が会社において利用できるよう措置が講じられている場合、当該データを本船上に保管する必要はない。

~~±2.~~ 規則 8 編 3.5.1-2.(2)の適用上、本会は次の(1)及び(2)の写しの提出を求めることがある。

- (1) 燃料油供給証明書
- (2) 航海日誌

3.5.2 データの収集及び報告等（附属書 VI 第 22A.1 規則から第 22A.7 規則関連）

-1.を次のように改める。

-1. ~~規則 8 編 3.5.2(2)(a)及び(b)で要求される報告の際は、附属書 VI 付録 IX に規定される情報を含めること~~規則 8 編 3.5.2 に規定する収集及び報告が要求されるデータには、船舶の推進又は運航のために消費されるボイルオフガスに関するデータを含む。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2019 年 12 月 27 日から施行する。

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 構造及び設備の検査

-6.を次のように改める。

-6. 規則 2 編 2.1.3-5.(2)(b)iii)に規定する効力試験については、附属書 2-2.1 による。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 として次の 1 条を加える。

1.1.1 適用（附属書 VI 第 1 規則及び第 3 規則関連）

規則 8 編 1.1.1-1. に規定する「船舶」とは、水中翼船、エアクッション船、潜水船、浮体機器及び固定式又は浮体式プラットフォームを含めた、海洋環境において運用されるすべての型式の船舶をいう。

1.2 一般要件

1.2.1 を次のように改める。

1.2.1 オゾン層破壊物質（附属書 VI 第 12 規則関連）

~~4. 規則 8 編 1.2.1 にいう「本会が適当と認める場合」とは、次をいう。ただし、この場合によりオゾン層破壊物質の搭載が認められる船舶であっても、鋼船規則 R 編 10.4.1-3. に適合すること。~~

~~(1) オゾン層破壊物質としてハイドロクロロフルオロカーボン (HCFCs) のみを含む設備等を 2020 年 1 月 1 日より前に船舶に設置する場合。~~

~~(2) 2005 年 5 月 19 日より前に船舶に設置されたオゾン層破壊物質を含む設備等に対して修理又は再充填を行う場合。~~

~~(3) 前(1)により船舶に設置された設備等に対して修理又は再充填を行う場合。~~

~~(4) 恒久的に密閉された設備であって、冷媒補充口がない又はオゾン層破壊物質を含む取り外し可能な構成部品がない設備を設置する場合。~~

~~2. 前 1.(1)及び(2)によりオゾン層破壊物質の搭載が認められる船舶はオゾン層破壊物質を含む設備の一覧表を備えること。~~

~~3. 前 1.(1)及び(2)によりオゾン層破壊物質の搭載が認められる船舶であって、オゾン層破壊物質が補充される可能性のある設備を有する場合、オゾン層破壊物質記録簿を備え付け、次の(1)から(4)に示す事項を、その都度遅滞なく、質量とともに記録すること。~~

~~(1) オゾン層破壊物質を含む設備の修理又は保守に伴う当該設備へのオゾン層破壊物質の一部又は全部の充填~~

~~(2) オゾン層破壊物質を含む設備の修理又は保守に伴う当該設備からのオゾン層破壊物質の放出~~

~~(3) オゾン層破壊物質を含む設備からのオゾン層破壊物質の受入施設への移送又は他の船舶への移載~~

~~(4) 事故その他の理由によるオゾン層破壊物質を含む設備からの例外的なオゾン層破壊物質の放出~~

1.2.2 燃料油（附属書 VI 第 3 規則，第 14 規則，及び第 18 規則関連）

-1.を次のように改める。

-1. 規則 8 編 1.1.3 及び規則 8 編 1.2.2-1.(1)の適用上，硫黄の質量濃度が所定の制限値以下である燃料油を使用することに代わる「代替物」として排ガス浄化装置を使用する場合，当該排ガス浄化装置は，IMO 決議 MEPC.259(68)の規定に適合し，かつ，故障その他の異常が生じて放出される硫黄酸化物又は排出される洗浄水が基準に適合しなくなるおそれがある場合に可視可聴の警報を発するものとする。また，排ガス浄化装置の構成要素のうち，連続監視装置（附属書 2-2.1 中 2.2.2 に規定するもの）及び監視記録装置（附属書 2-2.1 中 2.3 に規定するもの）は，日本舶用品検定協会の検査に合格したことを示す刻印（もしくはゴム印）又は製造認定事業所にて製造されたことを示す刻印並びに国土交通大臣が交付した型式承認書の写しを有するものとする。ただし，連続監視装置又は監視記録装置の購入契約日が 2020 年 1 月 1 日前である場合には，次の(1)又は(2)に適合するものとして差し支えない。

- (1) 連続監視装置にあっては，船用材料・機器等の承認及び認定要領 7 編 1 章に従って使用承認を受けたもの又は同 1 章に規定する試験に合格したものであって，IMO 決議 MEPC.259(68)の附属書中第 5 節から第 7 節の該当規定に適合すると本会が認めたもの。
- (2) 監視記録装置にあっては，IMO 決議 MEPC.259(68)中の附属書中第 7 節及び第 10 節の該当規定に適合すると本会が認めたもの。

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連）

2.1.2 設備要件

-1.(1)を次のように改める。

-1. ディーゼル機関に主要な改造を行う場合は次による。

- (1) 規則 8 編 2.1.2-1.(2)にいう「ディーゼル機関の「交換又は追加が行われる時期」とは次の(a)から(c)のいずれかの日をいう。
 - (a) 契約上のディーゼル機関の納入日（ただし，~~2016 年 7 月 1 日より前規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)i)から iii)に規定される日のうちの該当日から 6 ヶ月以内に搭載し，試験を行うこと。~~）
 - (b) 契約上の納入日がない場合は，納入受領証等により確認される実際の納入日（~~納品受領証等により日付を確認できる場合。ただし，2016 年 7 月 1 日より前規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)i)から iii)に規定される日のうちの該当日から 6 ヶ月以内に搭載し，試験を行うこと。~~）

(c) 2016年7月1日規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)i)から iii)に規定される日のうちの該当日から 6 ヶ月後の日以降に搭載及び試験が行われる場合は、実際に試験が行われる日

なお、前(a)から(c)のいずれかの日は、国際大気汚染防止証書の追補 8.a” Major conversion – According to Reg. 13.2.1.1 &13.2.2”に記載することになる。

ただし、船舶の所有者の管理の範疇を超えた不測の事態により、規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)i)から iii)に規定される日のうち該当する日から 6 ヶ月以内に試験が行われなかった場合、主管庁は、附属書 I の統一解釈 6 と同等の方法で「予期しない納入の遅延」を認めることがある。

(2)及び(3)は省略)

2.2 硫黄酸化物及び粒子状物質（附属書 VI 第 14 規則関連）

-1.を次のように改める。

-1. 規則 8 編 1.1.3 及び規則 8 編 2.2-1.の適用上、硫黄の質量濃度が所定の制限値以下である燃料油を使用することに代わる「代替物」として排ガス浄化装置を使用する場合、当該排ガス浄化装置は、IMO 決議 MEPC.259(68)の規定に適合し、かつ、故障その他の異常が生じて放出される硫黄酸化物又は排出される洗浄水が基準に適合しなくなるおそれがある場合に可視可聴の警報を発するものとする。また、排ガス浄化装置の構成要素のうち、連続監視装置(附属書 2-2.1 中 2.2.2 に規定するもの)及び監視記録装置(附属書 2-2.1 中 2.3 に規定するもの)は、日本舶用品検定協会の検査に合格したことを示す刻印（もしくはゴム印）又は製造認定事業所にて製造されたことを示す刻印並びに国土交通大臣が交付した型式承認書の写しを有するものとする。ただし、連続監視装置又は監視記録装置の購入契約日が 2020 年 1 月 1 日前である場合には、次の(1)又は(2)に適合するものとして差し支えない。

- (1) 連続監視装置にあっては、船用材料・機器等の承認及び認定要領 7 編 1 章に従って使用承認を受けたもの又は同 1 章に規定する試験に合格したものであって、IMO 決議 MEPC.259(68)の附属書第 5 節から第 7 節の該当規定に適合すると本会が認めたもの。
- (2) 監視記録装置にあっては、IMO 決議 MEPC.259(68)中の附属書第 7 節及び第 10 節の該当規定に適合すると本会が認めたもの。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2020 年 1 月 1 日から施行する。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3 章 ばら積みの油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3.2 船体構造

3.2.2 を次のように改める。

3.2.2 区画及び復原性

(-1.から-6.は省略)

~~-7.~~ 規則 3 編 3.2.2-3.(1)にいう水密滑り戸は、本編に他に規定のない限り、鋼船規則 C 編 13 章 13.3 の要件を満足するものとする。

~~-78.~~ 規則 3 編 3.2.2-3.(3)の規定の適用上、「その他風雨密で閉鎖することのできる開口」には、鋼船規則 C 編 23.6.5-2.又は鋼船規則 CS 編 21.6.5-2.に従って風雨密の閉鎖装置を備える通風筒であっても、運航上の理由から、機関室又は非常用発電機室（非常用発電機室は、復原性計算において浮力に算入されている場合又は下方に通じる開口を保護している場合）に給気を行うために開放しておく必要がある通風筒を含めない。

~~-89.~~ 規則 3 編 3.2.2-3.(4)の規定の適用に際して、通常的设计の油タンカー、垂直縦通隔壁を有する兼用船等の中間浸水段階における復原性は最終段階の浸水状態を比較考慮しその都度検討する。

~~-910.~~ 規則 3 編 3.2.2-6.にいう「復原性が最悪と想定される積載状態」とは、次に示す(1)から(4)の全ての仮定条件を満足する状態をいう。なお、 G_0M の計算にあたっては、自由表面影響は横傾斜がない状態での自由表面モーメントを用いること。また、復原艇曲線は、液体の移動によって生じるモーメントを考慮して、修正して差し支えない。

- (1) 全ての貨物倉には、横傾斜がない状態で、自由表面モーメントと貨物の体積重心モーメントを足し合わせたものが最大となる位置まで貨物を積載するものとする。
- (2) 全てのバラストタンクには、各タンク容量の 1%のバラストがあるものとする。
- (3) バラスト水による自由表面モーメントは、各々のバラストタンクにおける最大の値を用いることとする。
- (4) 貨物の比重 ρ は、次式によって求められる値を用いることとする。ただし、設計貨物比重を超える必要はない。

$$\rho = \frac{DWT_{KM \min} - (W_{BW1\%} + W_{CONSUM-FD} + const.)}{V_{CARGO(1)}}$$

$DWT_{KM \min}$: 横メタセンタ高さ KM が最小となる排水量における載貨重量 (図 3.3.2-8.(3)参照) (t)

$W_{BW1\%}$: 全バラスト重量の 1% (t)

$W_{CONSUM-FD}$: 満載出港状態での燃料油、潤滑油及び清水等の消耗物の重量 (t)

$Const.$: 乗組員及びその持ち物並びに貯蔵物の重量 (t)

$V_{CARGO(1)}$: 上記(1)の状態での貨物体積の全合計 (m^3)

~~-1011.~~ 前~~-910.~~にかかわらず、次の(1)から(5)より得られる全ての状態において規則 3 編

3.2.2-6.(1)及び(2)に規定する非損傷時復原性要件に適合していることを確認することにより、規則3編3.2.2-6.にいう「復原性が最悪と想定される積載状態」において非損傷時復原性要件を満たしているとみなすことができる。なお、(1)、(3)及び(4)に規定する中間状態については、最悪状態を認識するに十分な数であり、かつ、適切な間隔のものとし、(1)の喫水状態については、少なくとも20以上の喫水状態について検討すること。本会が必要と認める場合、基準値に対して余裕のない部分について、さらに細かい間隔の中間状態を検討することを要求することがある。

- (1) 喫水状態
最も排水量が小さくなるバラスト状態の喫水、構造強度上の最大喫水及びその中間状態について検討すること。
- (2) 燃料油、ディーゼル油、清水等の消費物の積載状態
それぞれのタンク又はタンク群の総容積の97%、50%及び10%の3状態について検討すること。
- (3) バラスト及び貨物の積載状態
バラスト及び貨物の総重量は前(1)に対応したものとするが、前(1)及び(2)の組み合わせによるそれぞれの状態について、バラストが最大となり貨物重量が最小となる時、バラストが最小となり貨物重量が最大となる時及びその中間状態を検討すること。いずれの場合も、バラスト及び貨物を積載するタンクの数、重心高さ、自由表面影響の組み合わせが当該船舶の復原性において最悪となるように選択すること。この時、同時にスラックとするタンクの数に関する運用制限及び特定のタンクの除外は認められない。また、全てのバラストタンクは、少なくとも容量の1%の液体を有するものとする。
- (4) 貨物密度
積載予定貨物の密度のうち、最も小さいもの、最も大きいもの及びその中間状態を検討すること。
- (5) タンクの重量、重心及び自由表面モーメント
タンクの重量、重心及び自由表面モーメントについては、前(1)から(4)により決定されるそれぞれのタンクの積載量に応じて算出すること。

~~12.~~ 規則3編3.2.2-7.にいう「液体移送操作中の復原性に関する本会が適当と認める情報」とは、規則3編3.2.2-6.(1)及び(2)の液体移送操作中における非損傷時復原性の要件に適合するのに必要な操作制限や操作方法について明瞭かつ簡潔な指示を含むもので、次の条件を満足する情報をいう。

- (1) 液体移送操作に従事する士官が理解できる言語で書かれていること。
- (2) 液体移送操作に従事する士官が、最小限度の計算によって復原性を確認できること。
- (3) いかなる液体移送操作中であっても、半載状態にすることができる貨物タンク及びバラストタンクの最大数を示すこと。
- (4) バラスト又は貨物の移送操作の手順を事前に計画し、その手順を指示したもの。手順は、復原性の要件を満足するよう、貨物の比重を考慮の上、ある特定の液体移送操作段階毎に、半載状態にすることができる貨物タンク、バラストタンク及びそのタンクの組み合わせを示すこと。半載状態にするタンクは、液体移送操作中に変更しても差し支えない。
- (5) 前(4)に加え、液体移送操作中の実際の復原性状態と要求値とを図表によって比較しながら液体移送操作を行う場合の手順について指示したもの。なお、積付計算機

を用いながら液体移送操作を行う場合の手順についても指示すること。

- (6) 緊急状態及び前(4)の事前に計画された移送操作手順に予期せぬ技術的な障害が生じた際に、操作に従事する士官が取るべき修正操作を示すこと。

~~12~~13. 規則 3 編 3.2.2-8.の規定にいう「IMO が策定した性能基準」とは、次の(1)から(3)に掲げるものをいう。

- (1) IMO 決議 MSC.267(85) “*International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)*” の B 編 4 章
- (2) MSC.1/Circ.1229 “*Guidelines for the Approval of Stability Instruments*” の附属書 4 節
- (3) MSC.1/Circ.1461 “*Guidelines for Verification of Damage Stability Requirements for Tankers*” の 1 編に規定される技術要件

~~13~~14. 規則 3 編 3.2.2-11.の適用上、MSC.1/Circ.1461 “*Guidelines for Verification of Damage Stability Requirements for Tankers*” の 2 編に規定される運航ガイダンスを参照すること。

附 則 (改正その3)

1. この達は、2020年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
 2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に建造契約*¹が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2020年7月1日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%*²のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2024年1月1日以降の引き渡しが行われる船舶
- *¹ 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。
- *² 高速船については、1%を3%に読み替える。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3 章 ばら積みの油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3.4 原油洗浄装置

3.4.2 原油洗浄装置の管装置

(6)を次のように改める。

(1)から(5)は省略)

- (6) (a) COW 装置の伸縮継手として、**鋼船規則 D 編 12.3.3 及び 13.2.4**の規定に適合したスリップオンジョイントを使用して差し支えない。
- (b) 供給管系へ原油を供給する場所から最も遠い端に於ける固定は、次の**図 3.3.4-3.(1)**のように支持台を固定すればよい。
- (c) 伸縮継手が、次の**図 3.3.4-3.(2)**の配置で、かつ、枝管部に於ける△印の支持台が主管のスラスト受けに対し十分と認められる場合、主管端部は適当なアンカーの配置でよい。
- (d) 枝管端部の固定に洗浄器を利用する場合の固定は、次の**図 3.3.4-3.(3)**によること。
- ((7)は省略)

附 則 (改正その4)

1. この達は、2020年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.2 一般要件

1.2.2 を次のように改める。

1.2.2 燃料油の使用及び積載（附属書 VI 第 3 規則、第 14 規則、及び第 18 規則関連）

~~4.~~ ~~規則 8 編 1.1.3 及び並びに規則 8 編 1.2.2-1.(4)又は-2.~~の適用上、硫黄の質量濃度が所定の制限値~~0.5%又は 0.1%~~以下である燃料油を使用することに代わる「代替物」として排ガス浄化装置を使用する場合、当該排ガス浄化装置は、IMO 決議 MEPC.259(68)の規定に適合し、かつ、故障その他の異常が生じて放出される硫黄酸化物又は排出される洗浄水が基準に適合しなくなるおそれがある場合に可視可聴の警報を発するものとする。

1.2.3 燃料油の積込及び燃料油供給証明書（附属書 VI 第 18 規則関連）

~~-1.~~ 規則 8 編 1.2.3-2.にいう「本会が必要と認める船舶」とは、国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶をいう。

~~-2.~~ 規則 8 編 ~~1.2.3-3.~~1.2.3-4.にいう「本会が適当と認める方法により採取」及び「本会が適当と認める方法により本船上に保管」とは、それぞれ IMO 決議 MEPC.182(59)に従って採取すること及び当該決議で要求される試料のラベルが英語、フランス語又はスペイン語で記載されたものを当該決議に従って本船上に保管することをいう。

2章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.2 の表題を次のように改める。

2.2 硫黄酸化物及び粒子状物質~~（附属書 VI 第 14 規則関連）~~

2.2.1 として次の表題を加える。

2.2.1 硫黄酸化物放出規制海域を航行する船舶の燃料油の変更（附属書 VI 第 14 規則関連）

-1.を削る。

~~1. 規則 8 編 1.1.3 及び規則 8 編 2.2.1 の適用上、硫黄の質量濃度が所定の制限値以下である燃料油を使用することに代わる「代替物」として排ガス浄化装置を使用する場合、当該排ガス浄化装置は、IMO 決議 MEPC.259(68)の規定に適合し、かつ、故障その他の異常が生じて放出される硫黄酸化物又は排出される洗浄水が基準に適合しなくなるおそれがある場合に可視可聴の警報を発するものとする。~~

-2.を次のように改める。

~~2.~~ **規則 8 編 2.2.2.2.2.1-1.**にいう「燃料油変更作業手引書」には、次の**(1)**及び**(2)**に掲げる事項を記載すること。

- (1) 燃料油の変更に関する作業を行う者が遵守すべき事項
- (2) 燃料油に係るディーゼル機関、ボイラ、補機及び管装置の構造に関する事項

附属書 2-2.1 排ガス浄化装置の検査要領

2章 排ガス浄化装置の技術基準

2.1 排ガス浄化装置の能力

2.1.1 を次のように改める。

2.1.1 硫黄酸化物の低減量に関する基準（ガイドライン 1.3）

排ガス浄化装置は、規則 8 編 1.2.2-1.(~~1~~)(b)及び(~~c~~)並びに及び ~~2.2-1.(3)-2.~~に掲げる燃料油中の硫黄の質量濃度ごとに、表 1 に掲げる二酸化硫黄（体積 ppm）/二酸化炭素（体積%）比以下に低減できるものであること。

表 1 を次のように改める。

表 1 硫黄酸化物の低減量に関する基準^(注1)

燃料油中の硫黄の質量濃度	二酸化硫黄（体積 ppm）/二酸化炭素（体積%）比
3.50	151.7
0.50	21.7
0.10	4.3

附 則（改正その 5）

1. この達は、2020 年 3 月 1 日から施行する。